

件名	墨田区正規職員採用試験における障がい者雇用の合理的配慮に関する陳情			
提出者住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 I			
受理年月日	平成28年5月18日	受理番号	第19号	
<p>要旨</p> <p>墨田区正規職員採用試験に当たり、視聴覚障がい者に限らず、あまねく障がい者に対し、学科試験における補助具の使用及び試験時間の延長並びに人物試験における筆談及び手話通訳の許可などの合理的配慮をしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行され、官公庁には合理的配慮等の義務が課せられました。</p> <p>地方公共団体一般行政職採用試験において障がい者枠が設置されて久しいものですが、かねてより、大きな不満を当事者たちが抱いており、その主たるものは、地方公務員法第16条の欠格事項以外に各団体独自の実質的欠格事項の追加です。</p> <p>これは、間接的にして露骨な障がい者差別であり、著しい人権侵害であり、障害者差別解消法の施行を抜きにして全体の奉仕者にふさわしくない非行です。</p> <p>障害者差別解消法に限らず、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という多くの素晴らしい法令が可決及び施行されておりますが、社会が追従し切れていないのが現状です。</p> <p>やはり、地方公共団体一般行政職採用試験において、補助具の利用、試験時間延長、手話通訳要請等の合理的配慮を行い、真摯に共生社会への第一歩を踏み出し、真のバリアフリーを目指さねばなりません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				